

違反広告物是正アクションプラン

滋賀県土木交通部

目 次

1 . 策定の背景	
(1) 滋賀県景観計画の策定	1
(2) 違反広告物の実態	1
2 . 取組手法	
(1) 違反広告物の是正	2
(2) 屋外広告業登録制度に基づく監督処分	3
(3) 権限移譲先市町との連携	3
(4) 多様な主体との協働	3
3 . 当面の目標	4
4 . 次への展開	4

1 . 策定の背景

(1) 滋賀県景観計画の策定

滋賀県では平成20年5月に景観法に基づく「滋賀県景観計画」を策定しました。この景観計画では、琵琶湖の景観を良好な状態でより確実に保全するために、琵琶湖周辺における建築物等の高さ規制や、従来のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例では規定のなかった罰則（景観法に規定）適用を見据えた色彩基準の明確化等とあわせて、琵琶湖の景観に大きな影響を及ぼす屋外広告物の設置基準等についても見直しを行い、規制の強化を図ることにしました。

まず、琵琶湖周辺を禁止地域に指定換え（現在は許可地域）した上で、建築物等の高さ規制と整合を図るため屋上広告物を禁止し、壁面や野立広告物の基準の強化等を図ります。

(2) 違反広告物の実態

一方、琵琶湖周辺の屋外広告物の現状は違反広告物が多く、施策の実効性を高めるためには違反広告物対策が喫緊の課題です。このため県では、琵琶湖周辺の屋外広告物にかかる実態調査を実施しました。

その結果は、右のとおり
です。

	件 数	割合（％）
適正広告物	106	22.3
違反広告物の数	369	77.7
うち許可手続違反	196	41.3
うち許可基準違反	173	36.4

【出典】違反広告物実態調査（実施年度：H19 および H20、滋賀県）
をもとに作成。

2 . 取組手法

(1) 違反広告物の是正

実施要綱の策定

違反広告物の広告主や屋外広告業者等（以下「設置者等」という。）に対する是正指導に関する手法や手順を定めた「違反広告物是正指導実施要綱」を策定し、公表します。

違反広告物の是正指導

違反広告物の設置者等に対して、文書による是正指導を3回まで行い、適切な許可申請や自主的な撤去等の対応を促します。

各種業界団体に対する是正要請

違反広告物が多い業界団体に対し、違反是正への協力を要請します。

警告ステッカーの貼付

設置者等が是正指導に従わない場合、当該違反広告物に滋賀県屋外広告物条例（以下「条例」という。）違反である旨を記載したステッカーを貼り付け、是正を促します。

設置者等の氏名の公表

是正指導に従わない設置者等の氏名等を、 の実施要綱に基づき公表します。

除却命令（条例第20条）＜検討課題＞

是正指導に応じない設置者等に対し、除却命令（行政処分）を検討します。

行政代執行による撤去（屋外広告物法第7条第3項）＜検討課題＞

除却命令に従わない違反広告物の行政代執行を検討します。

悪質な設置者等の刑事告発（条例第31条）＜検討課題＞

特に悪質な違反広告物の設置者等については、条例に定める罰則を適用すべく、刑事告発することを検討します。

(2) 屋外広告業登録制度に基づく監督処分

未登録業者の是正および刑事告発（条例第31条）

違反広告物を掲出している屋外広告業者が県の登録を行っていないことが判明したときは、即時に登録手続きをとるよう指導し、指導に応じない場合は刑事告発することを検討します。

営業の停止（条例第26条の2）

悪質な屋外広告業者に対し、営業停止命令を行います。

登録の取り消し（条例第26条の2）

悪質な屋外広告業者に対し、登録の取り消しを行います。

登録を取り消された業者の刑事告発（条例第31条）＜検討課題＞

屋外広告業者が、 の処分を受けた後も屋外広告業を継続した場合は刑事告発することを検討します。

他府県市との連携

上記処分を近隣自治体（近畿府県、政令市および中核市）に通知し、悪質な屋外広告業者に対して連携して取り組むことで規制の実効性を確保します。

(3) 権限移譲先市町との連携

地域の実態を把握しやすく、住民にとって身近な自治体である市町に屋外広告物条例の権限移譲をすることで、違反広告物の取締りを強化します。

(1) および (2) のアクションについて、権限移譲先の市町と連携をして実施します。

(4) 多様な主体との協働

県では、日常的な違反広告物の除却や指導とは別に、年に2回、道路管理者や電気通信事業者、広告業界等との協働により県下一斉に簡易な違反広告物の除却活動を行っています。また、住民等がボランティアで違反屋外広告物を除却する「違反広告物除却推進員制度」を設け、一部の地域での取り組みを始めています。今後はさらに広範な活動について多様な主体との協働に取り組みます。

3 . 当面の目標

平成20年度中に琵琶湖周辺の違反広告物の10%削減を目標にします。また平成23年度末までに半減させることを目指します。

4 . 次への展開

違反屋外広告物対策はまず琵琶湖周辺から手がけることにしますが、そこでの対策手法を検証して見直しを行いながら、順次全県に対策エリアを広げていきます。

この場合、景観施策との一体化を図るという観点から、県のみならず他の景観行政団体の策定する「景観計画」や「歴史的風致維持向上計画（歴史まちづくり計画）」などにおいて景観上重要と位置づけられた区域や観光振興施策上重要とされる地域から優先して取り組みを進めることとします。